

○東京港埠頭株式会社海上公園施設等広告取扱要領

平成 21 年 5 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要領は、東京港埠頭株式会社広告掲載要綱(以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、東京港埠頭株式会社(以下「会社」という。)の資産及び管理する物件のうち公園事業室が所管する海上公園施設等(以下「資産等」という。)への広告掲載に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 資産等への広告掲載は、会社の新たな財源を確保し、民間企業等との協働によるパートナーシップ事業として公園利用の促進や公園施設の充実などを図ることを目的とする。

(広告の種類)

第3条 資産等に掲載する広告の種類は、建物屋内の壁面を広告媒体とする壁面広告のほか別表に定める広告(以下「広告」という。)とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン等の範囲は、要綱第4条及び東京港埠頭株式会社広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告掲載の対象)

第5条 広告掲載の対象とする資産等は、次のとおりとする。

- (1) 公園事業室が所管する海上公園施設
- (2) 公園事業室が所管する駐車場施設

2 前項各号に定める資産等に掲載する広告の種類、掲載数、位置及び規格は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、公園事業室長が別途定める。

3 広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という。)が望む場合、公園事業室長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

4 海上公園施設に掲載する広告の掲載期間は、指定管理者事業の指定期間を超えない範囲とする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は公募を原則とし、東京港埠頭株式会社WEBページや資産等に募集案内等を掲載する。ただし、公園事業室長が募集の必要がないと認めたときは、公募を行わないことができる。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- 3 公園事業室長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載の申込者は、広告掲載申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、公園事業室長が指定する期間内に申込みこととする。

- (1) 広告原稿、規格等の資料
- (2) 申込者の業務内容が分かる資料
- (3) その他公園事業室長が指定する資料

(広告掲載の決定)

第9条 公園事業室長は、前条の申込書を受理したときは、第4条に定める広告の掲載範囲により、申込者の業務内容及び広告原稿の表現、文言、デザイン及び色使い等(以下「広告内容」という。)を東京港埠頭株式会社広告審査委員会において審査し、掲載の可否を決定する。

- 2 公園事業室長は、広告掲載の可否について、広告掲載結果通知書により申込者に結果を通知した後、広告主と広告掲載に関する契約書を締結する。
- 3 公園事業室長は、申込者の数が、募集する広告枠数を超えたときは、次の順位により広告主を決定する。なお、同順位のものの中では広告掲載料提示額の大きいもの、掲載希望月数の多いもの又は掲載面積の大きいものを優先することができる。
 - (1) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益法人又はこれらに類するものの広告
 - (2) 法人その他団体(前号に掲げるものを除く。)又は事業を営む個人で、東京臨海地域に本社、支店、営業所、店舗等を有するものの広告
 - (3) 前2号に該当しないものの広告
- 4 前項の規定によっても、申込者が募集する広告枠数を超えるときは、抽選により広告主を決定する。

(広告の作成等)

第10条 広告は、広告主の責任及び負担で作成する。

- 2 広告主は、作成した広告を、当該広告を掲載しようとする日から起算して30日前ま

でに公園事業室長に提出し、承諾を受けなければ、掲載してはならない。

- 3 広告主は、公園事業室長から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告の掲載及び撤去等)

第11条 広告の掲載及び撤去は、広告主が行うものとし、これに要する費用は広告主の負担とする。

- 2 前項の掲載及び撤去は、公園事業室長の指示に基づいて行う。

(広告内容等の協議)

第12条 広告内容等については、会社事業の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と公園事業室長が指名する者が必ず協議することとする。

(広告掲載料)

第13条 広告掲載料は、広告の種類に応じて別表に定める金額を基準とするが、広告の種類や広告掲載の対象とする資産等への掲載期間、掲載面積、来場者数などの条件及び類似広告の市場価格等を勘案し、公園事業室長が個別に料金を決定できるものとする。

- 2 公園事業室長は、掲載期間が長期に渡る場合や掲載面積が大きい場合に広告掲載料の割引を行うことができる。
- 3 広告主は、広告掲載料を公園事業室長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。
- 4 広告主が広告掲載料の分割払いを希望する場合は、公園事業室長に協議し、承諾を得た場合のみ認めることとする。
- 5 広告掲載料は1か月を料金の単位とし、日割り計算は行わない。

(延滞利息)

第14条 広告主の責めに帰すべき理由により、前条の規定による広告掲載料の支払いが遅れた場合においては、会社は、未受領金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)につき、遅延日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを広告主に請求することができる。この場合において、年率当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(広告内容等の変更)

第15条 公園事業室長は、広告内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告内容を変更するときは、変更の 30 日前までに公園事業室長に書面で協議し、承諾を得た場合のみ変更できるものとする。

(広告掲載の取り消し)

第16条 公園事業室長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の支払いがないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主、広告の内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (5) 資産等への広告掲載が適切でないと東京都から指摘を受けたとき
- (6) その他、資産等への広告掲載が適切でないと公園事業室長が判断したとき

(広告掲載の一時取り消し)

第17条 イベント、大会等の開催時において、イベント、大会等の主催者または協賛企業等から広告の隠蔽を求められ、公園事業室長がこれを承諾した場合は、当該広告の掲載を一時的に取り消すことができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合、広告掲載料の減額、損害賠償その他一切の請求はできないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第18条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により公園事業室長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、支払い済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第19条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、支払い済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の支払い済月額総額の総額とし、日割り計算は行わない。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(原状回復の義務)

第20条 広告主は、広告の掲載期間終了後速やかに広告媒体を原状に回復しなければならない。ただし、公園事業室長が原状回復の義務を免除した場合は、この限りではない。

2 原状回復を行う場合において、広告の撤去に要する経費は、広告主が負うものとする。

(広告主の責務)

第21条 広告主は、広告内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、公園事業室長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(管轄裁判所)

第22条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、会社の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、要綱及び基準の規定によるものとし、これらに記載のない事項については、会社と広告主が別途協議の上定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年 5月 1日から施行する。

(別表)

広告の種類等

1 有明テニスの森公園

- (1) 有明コロシアム
- (2) クラブハウス

2 若洲海浜公園

- (1) クラブハウス
- (2) ゴルフ練習場

3 お台場海浜公園

- (1) 海上バス待合所
- (2) マリーナハウス

4 東京港野鳥公園

- (1) ネイチャーセンター

上記施設に掲載可能な「広告の種類」、「掲載料金」、「掲載数」、「位置及び規格」等は、下記までお問い合わせ願います。

《広告掲載に関するお問い合わせ先》

東京港埠頭株式会社 公園事業室 公園事業課 営業係 (広告担当)

〒135-0064

東京都江東区青海二丁目4番24号 青海フロンティアビル10階

Tel.03-3599-7461(平日9:00~17:00) Fax.03-3599-7493

WEBサイト <http://www.tptc.co.jp/index.html>

E-mail koen@tptc.co.jp